

I-6. 農業共済制度について

- (1) 農業共済制度において、コメの作業適期が年度ごとに設定されているか否かを教示願いたい。設定されている場合、どのような根拠で設定し、どのような方法で農業経営者に対して周知されているか教示願いたい。
- (2) 本来、作業適期というのは、農業経営者の栽培管理能力、圃場、その規模によって異なることから、農業経営者自身が最も適した判断ができ、かつ、判断すべきものであると考えられる。しかしながら、農業経営者が判断する最適な作業適期とは異なる作業適期を共済組合の判断で設定し、それを農業経営者に周知せず、共済組合が設定した作業適期に作業をしなかったことを理由に被害の認定を拒否するのであれば、当然加入とはするべきではないと考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

農業経営者個々に「コメの作業適期」が異なることは貴見のとおりであるが、農作物共済（水稲共済）において、農業共済組合等がコメの作業適期を設定することとはされていない。

したがって、農業共済組合等が設定した作業適期に作業をしなかったことを理由に被害の認定を拒否することについては、承知していない。

Ⅲ-2. 農業共済組合の経営の透明化

(1) 農業共済組合の運営及び運用の実態については、所管省庁として検証がなされているか教示願いたい。検証をされている場合は、その結果についても教示願いたい。

(答)

農業共済組合の所管行政庁は農業災害補償法（以下「農災法」という。）第145条の2の規定により都道府県となっており、農業共済組合の運営及び運用については、都道府県が農災法第142条の3の規定に基づく常例検査等により検証を行っているところである。（農林水産省は、この常例検査の実施に際し検査の基準となるチェックリストを明示するとともに、毎年、都道府県の組合等検査職員に対し研修会を開催し、検査に必要な事項等の研修を行っているところである。）

(2) 農業共済組合の組合長及び農業共済組合連合会の会長や理事は、適任者か否かの検討がされておらず、慣例で選任されることが多いのが実態であるとの指摘があるが、所管省庁として、この実態で適正な運営及び運用がなされるものと認識されているのか、見解を伺いたい。

(答)

- (1) 農業共済組合及び農業共済組合連合会の役員（理事及び監事）は、農災法第31条第3項及び第10項並びに第45条の2第4項に基づき、組合員が総会又は総代会において選挙又は選任することになっており、農災法第31条第1項により、理事の少なくとも4分の3以上が組合員でなければならないとされている。更に、農災法第29条第4項に規定する模範定款例（農業共済組合模範定款例の基準に規定する定款附属書の役員・総代選挙規程第1条及び役員選任規程第5条並びに農業共済組合連合会模範定款例に規定する定款附属書の役員選挙規程第1条及び役員選任規程第5条）に基づき、農業共済組合及び農業共済組合連合会が定める定款において、成年被後見人などの一般的な欠格条項が設けられているが、これ以外に特段の資格制限はない。
- (2) また、農業共済組合の組合長及び農業共済組合連合会の会長は、模範定款例（農業共済組合模範定款例の基準第38条第1項及び農業共済組合連合会模範定款例第31条第1項）に基づき定めた定款において、理事の互選により選出されることとなっている。
- (3) したがって、いかなる人物が農業共済団体の理事や組合長、会長になるかについては各農業共済団体において定款に定められた手続きにのっとり、共済団体の適正な運営の観点から、組合員の総意に基づき決定されるものである。

Ⅲ-3-(1) 現在、公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めている状態にある。民間企業の参入制限は特になく、公的資金を活用して研究開発を行う公的機関と、獲得した利益の中から研究開発資金を捻出する民間企業では、イコールファイティングが確保できているとは言い難い。今後、マーケットニーズに対応した国際競争力のある品種開発を促進するためには、単に民間企業に参入機会を与えるだけでなく、実質的に民間企業へ品種開発を移行させていく必要があると考えるが、見解を伺いたい。

Ⅲ-3-(2) 農産物の品種開発は、都道府県だけでなく、独立行政法人農業・食品産業総合研究機構でも行われているが、「民で出来るものは民へ」促し、民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、品種開発に関する業務については、積極的に民間開放を行うべきであると考え、見解を伺いたい。併せて、民間企業においても実施可能な業務があれば、単に民間委託を行うだけでなく、民間へ移行させることも必要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 品種開発のうち、稲、麦、大豆等の作物の研究については、独立行政法人等の公的研究機関の役割が大きい。これは、育種に必要な莫大な人的・時間的投資といった経営上のリスクの大きさに比べて、
 - ① 農家はその生産物を種子として利用すること（農家による自己増殖）が可能であること、
 - ② 種子の増殖率が低く、種苗事業として収益性が低いと考えられることから、民間企業の参入が進んでいないものと考えられる。
- 2 一方で、花卉や野菜については、これらとは違い、民間企業が相当程度参入しているところである。

すなわち、病気に強いといった共通基盤的な性質の解明や新品種の基となる育種素材の提供といった直接的な利益には結びつかない基礎的・基盤的な研究については、①品種開発に関する民間企業の国際競争力の維持、②品種開発における共通のインフラ整備という観点から、独立行政法人等が実施する一方、優れた花色を持つ花卉や良食味の野菜等の新品種の開発といった実用的な研究については、農家が毎年種子を購入する必要があるため当該新品種の種子の販売により研究資金の回収が容易であることから、民間企業が相当程度参入しているものである。
- 3 また、農林水産省では、プロジェクト研究や競争的研究資金という制度を設け、公募により研究実施機関を選定しているところであり、品種開発を行う民間企業に対しても、これら公的資金を活用できるよう、民間企業が品種開発に対し参入しやすい条件を整備しているところである。